

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年7月27日(火) 13時00分～15時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課 課長 他7名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年7月12日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書(以下「本申請」という。)について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、主に以下の点を伝えた。

<プルトニウム燃料第三開発室について>

○変更後の分析廃液処理作業について、使用施設等の技術基準に関する規則への適合性を説明しているが、原子炉等規制法第53条第2号への適合性については、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「基準規則」という。)への適合性を確認することとなっていることから、基準規則への適合性について資料を修正の上、再度説明すること。

○分析廃液処理作業における、放射能測定用の試料のプルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備への移動方法の変更に伴う、臨界管理方法の変更について、今後説明すること。

<M棟及びウラン廃棄物処理施設について>

○第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室パネルハウスにて、新たに行うフィル

タの減容処理について、基準規則の閉じ込めの機能、遮蔽、火災による損傷の防止、廃棄施設等への適合性を説明すること。

<高レベル放射性物質研究施設について>

○本申請添付書類 1 の表 2.9 に記載する除染室内の遮蔽計算において、評価点位置を添付書類 1 の図 2.20 参照としているが、一部の評価点(K-8)が図中に無いことから、記載を修正すること。

(3)原子力機構から、次回面談時に、高レベル放射性物質研究施設の基準規則への適合性について説明すること、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・ プルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備の臨界管理ユニット番号の変更に伴うプルトニウム燃料第三開発室に係る核燃料物質使用変更許可申請の概要
- ・ 核燃料物質使用変更許可申請(M棟及びウラン廃棄物処理施設)の変更
- ・ 高レベル放射性物質研究施設(GPF)の核燃料物質使用変更許可申請について